

令和 8 年度用

償却資産（固定資産税） 申告の手引き



※ 申告書は令和 8 年 2 月 2 日までに

門川町役場税務課へ提出をお願いします。

- 償却資産をお持ちでない場合や廃業があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、償却資産申告書と種類別明細書を提出してください。
- 申告にはマイナンバー（個人番号）または法人番号の記載が必要です。
- 郵送による提出で、「償却資産申告書」の控えに受付印を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

門 川 町 税 務 課

目 次

頁 数

1	償却資産とは	・ ・ ・	1
2	申告が必要な資産	・ ・ ・	1
3	申告の対象とならない資産	・ ・ ・	2
4	申告が必要な方	・ ・ ・	2
5	大型特殊自動車及び小型特殊自動車	・ ・ ・	2
6	償却資産申告書・種類別明細書の記入方法	・ ・ ・	3
7	提出していただく書類	・ ・ ・	3
8	申告内容の確認調査	・ ・ ・	3
9	評価額の計算方法	・ ・ ・	4
10	課税について	・ ・ ・	5
11	申告しなかった場合、虚偽の申告をした場合	・ ・	5
12	国税との違いについて	・ ・ ・	6
13	電子申告について	・ ・ ・	6
	～よくある質問～	・ ・ ・	7
	償却資産申告書の記入例	・ ・ ・	8
	種類別明細書の記入例	・ ・ ・	9

1 償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で事業のために用いることができる土地・家屋以外の資産で、構築物・機械・器具・備品等のことをいいます。例示しますと、次の表のとおりです。

種 類		具 体 例
第1種	構築物	緑化施設、庭園、舗装路面、排水路、貯水池、井戸、門、塀、煙突、焼却炉、広告塔、水槽、防壁、ドック、キャノピー、ビニールハウス、テナントの方が借り受けた家屋に施工した内装、造作、建築設備（特定附帯設備）など
第2種	機械及び装置	ブルドーザ、タイヤショベル、パワーショベル等の大型特殊自動車、モーター、施盤、冷凍機、受変電設備、印刷機、クリーニング設備、太陽光発電設備など
第3種	船舶	漁船、砂利採取船、貨客船、モーターボート、ヨットなど
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプターなど
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車、工場内運搬機、トロッキ、動力運搬車、リヤカー、自転車など（ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除きます。）
第6種	工具・器具及び備品	金庫、事務机、椅子、キャビネット、応接セット、クーラー、保冷库、テレビ、レジスター、コンピューター、ファクシミリ、冷蔵庫、陳列ケース、自動販売機、医療機器、理美容機器など

2 申告が必要な資産

令和8年1月1日現在で、会社や個人で事業のために用いることができる資産（土地・家屋以外）のうち、（1）（2）の要件を満たすものです。

（1）法人税法又は所得税法の所得の計算上、減価償却資産として計上した資産

（2）原則として、耐用年数が1年以上で取得価格が10万円以上の資産

（※10万円未満でも、（1）の要件を満たせば申告の対象）

なお、以下の①～④に該当する場合についても、事業のために用いることができる状態であれば、申告が必要となります。

- ① 簿外資産として管理している資産であっても、令和8年1月1日現在事業の用に供しているもの又は使用することができるもの
- ② 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終わり、帳簿上残存価格のみ計上されている資産で、現に事業の用に供しているもの
- ③ 遊休、未稼働の資産であっても、令和8年1月1日現在事業の用に供することができるもの
- ④ 赤字決算のため減価償却していないものであっても、本来減価償却が可能なもの

3 申告の対象とならない資産

次のような資産は、課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- (1) 自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車や小型特殊自動車
- (2) 取得価格が20万円未満で3年間で損金に算入（一括償却）したもの
- (3) 故障、老朽化により使用していないもので、今後使用する見込みのない廃棄同然のもの
- (4) 無形固定資産（ソフトウェア・鉱業権・漁業権・特許権・営業権等）
- (5) 棚卸資産

4 申告が必要な方

令和8年1月1日現在で、門川町内に償却資産を所有（賃貸を含む）している方です。

リース資産については、基本的には所有者（貸主）の申告になります。ただし、※所有権留保付割賦販売は、使用者（借主）の申告となります。また、リース資産が他業種で使用する事が困難な特殊な資産の場合も、使用者（借主）の申告となります。

※所有権留保付割賦販売とは？

割賦販売（月賦などの分割払い）の場合に、売主（貸主）が売買の目的物（商品）を渡しても、残代金の確保のために目的物の所有権を買主（借主）に移転させず、売主（貸主）の所有としてとどめておくことをいいます。

5 大型特殊自動車及び小型特殊自動車

フォークリフトやトラクター、田植え機等は特殊自動車に分類されます。特殊自動車には大型特殊自動車と小型特殊自動車があり、異なる税金がかかります。大型特殊自動車が固定資産税の課税対象です。

分類	対象となる税金
大型特殊自動車	固定資産税（償却資産）
小型特殊自動車	軽自動車税

農耕作業用乗用自動車（トラクター、田植機、コンバイン等）で最高速度 35km/h 未満のものは小型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告は不要です。

その他、フォークリフト、ブルドーザ、タイヤローラ、ホイールクレーン、ホイールローダ、パワーショベル、ショベルローダ等で以下の要件にすべて該当する場合は小型特殊自動車となるため、償却資産の申告は不要です。しかし、1つでも該当しない場合には大型特殊自動車ですので、償却資産の申告が必要です。

長さ	4.7m 以下
幅	1.7m 以下
高さ	2.8m 以下
最高速度	15km/h 以下

6 償却資産申告書・種類別明細書の記入方法

8～9 ページの記入例を参考に作成してください。

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

(注2) 特別償却・割増償却(租税特別措置法)は認められていません。

(注3) 前年中の新規取得資産は半年償却となります。

(注4) 評価額の最低限度は取得価額の100分の5となります。

書類提出により申告していただいた資産の評価額等の計算は、門川町税務課で行います。

7 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

①「償却資産申告書」 ②「種類別明細書」

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

課税標準の特例がある資産を所有されている場合・・・特例内容を証明する書類

非課税資産を所有されている場合・・・非課税適用届出書、非課税内容を証明する書類

短縮耐用年数の承認を受けている場合・・・・・・・・承認通知書(写)

増加償却の届出を行っている場合・・・・・・・・税務署長への届出(写)

(3) 法人の方で該当する資産がない場合

「減価償却資産内訳明細書等の写し」の添付にご協力をお願いします。

8 申告内容の確認調査

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて電話でのお問い合わせや資料の提供のお願いを行っておりますので、その際はご協力をよろしくお願いいたします。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、法人税または所得税に関する書類について閲覧等を行うことがあります。

上記の調査等に基づいて、申告内容の修正をお願いすることや、取得年に応じて遡及課税を行うことがありますので、ご了承ください。

9 評価額の計算方法

申告していただいた資産を一件ごとに取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき評価額を算出します。

- (1) 前年中に取得した資産・・・取得価額×前年中取得の原価残存率（表A欄）
 (2) 前年前に取得した資産・・・前年度評価額×前年前の取得の原価残存率（表B欄）

※算出した評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%が評価額になります。

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 取得 A	前年前 取得 B		前年中 取得 A	前年前 取得 B		前年中 取得 A	前年前 取得 B
2	0.658	0.316	20	0.945	0.891	38	0.970	0.941
3	0.732	0.464	21	0.948	0.896	39	0.971	0.943
4	0.781	0.562	22	0.950	0.901	40	0.972	0.944
5	0.815	0.631	23	0.952	0.905	41	0.972	0.945
6	0.840	0.681	24	0.954	0.908	42	0.973	0.947
7	0.860	0.720	25	0.956	0.912	43	0.974	0.948
8	0.875	0.750	26	0.957	0.915	44	0.974	0.949
9	0.887	0.774	27	0.959	0.918	45	0.975	0.950
10	0.897	0.794	28	0.960	0.921	46	0.975	0.951
11	0.905	0.811	29	0.962	0.924	47	0.976	0.952
12	0.912	0.825	30	0.963	0.926	48	0.976	0.953
13	0.919	0.838	31	0.964	0.928	49	0.977	0.954
14	0.924	0.848	32	0.965	0.931	50	0.977	0.955
15	0.929	0.858	33	0.966	0.933	57	0.980	0.960
16	0.933	0.866	34	0.967	0.934	60	0.981	0.962
17	0.936	0.873	35	0.968	0.936	75	0.985	0.970
18	0.940	0.880	36	0.969	0.938	80	0.986	0.972
19	0.943	0.886	37	0.970	0.940			

[例えば]

- ① 令和7年中に取得価額500,000円、耐用年数が10年の資産を取得した場合

減価残存率は、表の耐用年数10に対応する前年中Aが0.897なので、

R8年度…500,000円×0.897＝448,500円

- ② 令和4年中に取得価額500,000円、耐用年数が10年の資産を取得した場合

減価残存率は、表の耐用年数10に対応する前年中A0.897、前年前B0.794なので、

R5年度…500,000円×0.897＝448,500円 R6年度…448,500円×0.794＝356,109円

R7年度…356,109円×0.794＝282,750円 R8年度…282,750円×0.794＝224,503円

10 課税について

(1) 課税標準額の算出方法

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000 円未満切捨）となります。

課税標準額の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれの特例率を乗じた額を基に課税標準額を算出します。

(2) 税額の算出方法

$$\text{課税標準額 (1,000 円未満切捨)} \times \text{税率 (100 分の 1.6)} = \text{税額 (100 円未満切捨)}$$

(3) 免税点

課税標準額の合計額が 150 万円未満の場合は、課税されません。

(4) 納期

年税額は 4 回の納期（4 月、7 月、12 月、翌年 2 月）に分けて納めていただくこととなります。

11 申告しなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な事由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第 386 条及び門川町町税条例第 75 条の規定により 10 万円以下の過料を科せられることがあります。また、地方税法第 368 条及び門川町町税条例第 72 条の規定により、不足税額に加えて延滞金が徴収されることがありますので、必ず申告してください。

虚偽の申告をした場合、地方税法第 385 条の規定により 1 年以下の懲役又は 50 万以下の罰金を科せられることがあります。

資産の申告漏れ、誤り等がある場合は、一度申告された後でも修正申告書を提出いただきますようお願いいたします。

申告漏れ等の賦課決定については、申告すべき年度（地方税法の規定により最大 5 年度分）まで遡及します。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常とは異なり、納期は 1 回となりますのでご注意ください。

1 2 国税との違いについて

固定資産税と国税（所得税・法人税）では取扱いが異なる点がありますのでご注意ください。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められない	認められる
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められない	認められる
増加償却 （所得税法・法人税法）	認められる	認められる
改良費評価方法	区分評価（改良を加えられた資産 と改良費を区分して評価）	合算評価（H19.3.31以前取得） 区分評価（H19.4.1以降取得）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格（1円まで） （H19.4.1以降取得）

1 3 電子申告について

e L T A X（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって申告データを送信していただく方法による電子申告も受け付けています。

e L T A Xのホームページから利用届出を提出後、電子申告を利用することができます。
詳しくは「e L T A Xのホームページ」をご覧ください。

eLTAXホームページ

検索

「<https://www.eltax.lta.go.jp>」

～よくある質問～

Q 1. 毎年確定申告をしています、償却資産の申告もしなくてはいけませんか？



A 1. はい。別に申告が必要です。
確定申告（所得税）や町県民税申告（住民税）は所得に関する申告です。別途「償却資産（固定資産税）申告をお願いします！

Q 2. 耐用年数が経過し、減価償却が終わった資産でも申告しなければならないのでしょうか？



A 2. 耐用年数が経過し、減価償却が終わった資産でも事業で
使用している場合は申告が必要です！

Q 3. リース資産は申告対象ですか？



A 3. リース資産は、契約内容により、申告が必要な場合と
不要場合があります。通常の賃貸借契約によるリース
資産の場合は申告不要です。
(不明な場合は契約書の内容をご確認ください。)



リース契約内容	申告
【期間満了と同時に資産が回収されるような場合】 通常の賃貸借契約によるリース資産	不要
【リース期間満了後に資産が使用者の所有物になる ような場合（所有権留保付割賦販売等）】 実際の売買に当たるようなリース契約の資産	<u>必要</u>

申告書の提出・お問い合わせ先

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号

門川町役場 税務課 固定資産係 電話(0982)63-1140(内線 2113)

償却資産申告書の記入例

該当する方を○で囲んでください。

及び太枠で囲まれた各項目（**2**～**14**）の内容を記入してください。

令和8年度
1月10日

令和8年1月10日

書告產資却償

個人の方は12桁のマイナンバー(個人番号)を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

第十六号樣式

[illegible]

9

資産の種類	前年間に取得したもの(イ)		前年間に減少したもの(ロ)		前年中に取得したもの(ハ)		前年間に取得したもの(ニ)	
	十億	百万	十億	百万	十億	百万	十億	百万
1 構造物	2650000						2650000	
2 機械及び装置	7000000						7000000	
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬具					14			
6 工具、器具及び備品	1990000		320000			460000	2130000	
7 合計	11640000		320000			460000	11780000	

課税標準額(下)

決定価格(△)

評価額(ホ)

資産の種類

課税標準額(下)	決定価格(△)	評価額(ホ)	資産の種類
11780000	460000	320000	工具、器具及び備品
2130000	460000	320000	車両及び運搬具
			航空機
			船舶
			機械及び装置
			構造物

10

15市(区)町村内

門川町加草2丁目〇〇-〇〇

住所と資産所在地が違う場合は、資産所在地を記入してください。

11

16借用資産

有・無

〇〇〇リース株式会社

借主の名称等

12

家屋

所有区分

自己所有

借家

18 備考（添付書類等）	
13	
1	構造物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品
7	合計

次のような事項を記入してください。

① 該当資産がない場合は、「該当資産なし」

② 廃業した場合は、「廃業」

③ 前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所及び旧名称等

※ 減価償却費の証明書は、発行しておりません。

ZKD0025F/ZKD0025V

種類別明細書の記入例

第二十六号様式別表一

令和 8 年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

令和 8 年 1 月 1 日現在の価格

門川町

所有者名

門川 株式会社

※ 所有者コード

行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額 千 円	(イ) 耐 用 年 数	(ロ) 減 価 残 存 数	(ハ) 価 額 千 円	課 税 標 準 の 特 例		課 税 標 準 額 千 円	増 加 事 由	摘 要
					年 号	月					率	コ ー ド			
0 1	1	100 000000111111	アスファルト舗装工事	1	4	2 0	2 650 000	1 0						1・2 3・4	
0 2	2	100 000000022222	オフセット印刷機	1	4	2 0	5 500 000	1 0						1・2 3・4	
0 3	2	100 000000033333	製本用機械	1	4	2 0	1 500 000	7						1・2 3・4	
0 4	6	100 000000044444	応接セット一式	1	4	2 0	400 000	8						1・2 3・4	
0 5	6	100 000000055555	ルームエアコン	1	4	2 0	600 000	6						1・2 3・4	
0 6	6	100 000000066666	36型テレビ	1	4	2 0	300 000	5						1・2 3・4	
0 7	6	100 000000077777	パソコン	1	4	2 0	320 000	4						1・2 3・4	R7年5月 廃棄
0 8	6	100 000000088888	複合機	1	4	2 0	370 000	5						1・2 3・4	
0 9	6	※	パソコン	1	5	7 5	310 000	4						1・2 3・4	
1 0	6		キャビネット	1	5	7 9	150 000	15						1・2 3・4	
1 1	1				3			5						1・2 3・4	7
1 2	2				4									1・2 3・4	
1 3	3				5									1・2 3・4	
1 4	4				6									1・2 3・4	
1 5	5				7									1・2 3・4	
1 6	6				8									1・2 3・4	
【資産の種類】 以下の数字で記入してください。 1＝構築物(建物付属設備含む) 2＝機械及び装置 3＝船舶 4＝航空機 5＝車両及び運搬機 6＝工具、器具及び備品 【取得年数】 3＝昭和 4＝平成 5＝令和 (例) 令和7年6月 の場合は 「5 7 6」となり ます。 【取得価格】 当該資産の取得 価額を記入して ください。 【耐用年数】 法人税及び所得税における 耐用年数を記入してくだ さい。 ※分からない場合は、空欄 でも構いません。 【増加事由】 該当する増加事由を○で 囲んでください。 1＝新品取得 2＝中古品取得 3＝移動による受入れ 4＝その他 3の場合、摘要欄に移動 前の所在地を記入してく ださい。 4の場合、摘要欄に理由 を記入してください。 【摘要】 課税標準の特例が適用さ れる資産・短縮耐用年数 を適用している資産・増 加償却を行っている資産 についてその旨表示して ください。 資産の価格の決定につい て必要な事項がある場合 や、資産が増加した事由 について特記すべき事項 がある場合は、その旨表 示してください。 【資産の名称等】 増加資産は、資産の 名称を追記してくだ さい。 この欄は記入不要です。 小計 合計															

注意 「増加事由」の欄は、1

新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他、のいずれかに○印を付けてください。

ZKD0014F/ZKD0014V